平成１９年（ワ）第２２０６４号　戯曲上演権確認請求事件

原　告　新宿梁山泊

被　告　鄭　義信

被告準備書面（3)

２００７年１２月１０日

東京地方裁判所民事第４０部１係　　御中

被告訴訟代理人弁護士　　柳　原　　敏　夫

原告は、準備書面(２）で《原告では、被告以外の作家についても原告のために作品を書いてもらっているが、作品が完成したときに代金を払って上演権を取得している》（２頁１６行目以下）と主張するが、過去に原告のために作品を執筆したことがある坂手洋二氏と川村毅氏から証言を得たので、提出する（乙８坂手陳述書。同９川村陳述書）。

これらによると、いずれも、原告のために作品を執筆した際に原告より支払われたお金の趣旨は

《この年に初演することに対する対価と理解しています》（乙８）、

《その時点での上演。》（乙９）

という意味であり、原告が主張するような上演権の譲渡ではあり得ないことが明白である。

また、原告の《再演に際して金銭を作家に交付することがあるが、それは再演に対する上演料ではない‥‥当該作者の作品上演において収益があったときには「謝礼」として交付しているものである。》（同頁１８行目以下）

という主張についても、

《理解に苦しみます。》（乙８）

《口約束であっても、もし、このような契約の条件であれば、私は執筆を引き受けないでしょう。》（乙９）

という評価であり、全体として原告に対し、《著作権、上演権について、正しく学んでいただきたいと思います。》（乙８）《アングラ小劇場の未成熟な部分が露呈したと感じます。》（乙９）という感想を述べている。

以　上